

府公第 67 号 - 1

平成 24 年 3 月 28 日

公文書管理委員会

委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙農林水産省行政文書管理規則の一部を改正する訓令案について、諮問します。

(案)

農林水産省・林野庁・水産庁訓令第 号

農林水産省中一般

林野庁中一般

水産庁中一般

農林水産省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

農林水産大臣 鹿野 道彦

林野庁長官 皆川 芳嗣

水産庁長官 佐藤 正典

農林水産省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

農林水産省行政文書管理規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第1号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

農林水産省行政文書管理規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第1号）一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>（監査責任者）</p> <p>第7条 農林水産省に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房評価改善課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p> | <p>（監査責任者）</p> <p>第7条 農林水産省に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房文書課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p> |